

船舶

免税の要件

- 「船舶（いわゆるプレジャーボートを除く。）の使用者が用いる船舶の動力源の用途」が免税要件です。
- 軽油引取税の課税免除における「船舶」には、船舶法第1条の規定による船舶のほか、漁船、浚渫船等も含まれます。
- 船舶を事業等に使用していることを証明する書面の提出が必要です。

申請に必要な書類

【免税軽油使用者証の交付】…有効期間は3年を超えない範囲で設定。

（最長でも令和9年3月31日まで。）

※①	免税軽油使用者証交付申請書（第16号の16の2様式）
※②	誓約書（第16号の18様式）……法人の場合は「役員の住所・氏名一覧表」も提出
※③	免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書
④	本人確認書類 個人の場合 → 運転免許証等の写し又は住民票（写し可） 住民票は、個人番号の記載がないもので可 法人の場合 → 法人名の記載された社員証等
⑤	船舶の写真（前・横・後方の写真で船舶名が確認できるもの、エンジン部分、アワーメータ等の数値のわかるもの）
⑥	船舶のタンク容量、燃料消費量（率）が確認できる書類（写） (カタログ・スペック表・発注書など)
⑦	船舶を事業等に使用していることを証明する許可証・届出書等（写） (「動力漁船登録票（漁船）」、「登録通知書（遊漁船/内航海運業/内航一般不定期航路事業）」、「許可書（一般旅客定期航路事業/旅客不定期航路事業）」等)
⑧	リース契約書（写）（船舶の所有権を有しない場合）
⑨	船舶の所在地が確認できる書類（写）（係留証明書、係留契約書等）
⑩	船籍票（写）（小型船舶（総トン数20トン未満）の場合は、「小型船舶登録事項通知書」（写） 漁船の場合は、「動力漁船登録票」（写））
⑪	船舶検査手帳（写）
⑫	船舶検査証書（写）

※ その他必要に応じて追加書類の提出を求めことがあります。

【免税証の交付】…有効期間は1年を超えない範囲で設定。

※⑬	免税証交付申請書（第16号の21様式）
⑭	交付を受けた「免税軽油使用者証」
※⑮	免税証所要数量算出計算書

※印の書類は、主税局ホームページ及び所管の都税事務所・支庁に様式があります。

「免税軽油使用者証」と「免税証」の受領及び返納の際には、それぞれ「受領書」と「返納書」（第127号様式（同一様式）。所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。）を記入のうえ、ご提出ください。

（裏面もご確認ください。）

免税軽油使用実績報告の提出

毎月の免税軽油の使用実績について、毎月使用月の翌月末までに「免税軽油の引取り等に係る報告書」(第16号の30様式。所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。)に以下の書類を添付して所管の都税事務所・支庁にご提出ください。

- 免税軽油の引取り等に係る内訳書(所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。)
- 納品書(軽油の納入を受けた者の氏名、給油した免税機械の番号等が記入されているもの)及び請求書の写し